

笛吹市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業概要

1	目的	在日外国人高齢者・障害者等に笛吹市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金を支給し、福祉の向上を図る。	
2	定義	被措置者	身体障害者更生施設等、知的障害者更生施設、乳児院・児童養護施設等に入所措置されている者。
		公的年金	児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付。(国民年金、厚生年金等)
		重度の障害者	身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、療育手帳が重度(A-1、A-2、A-3)に該当する者、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者、その他市長がこれらと同程度の身体障害、知的障害又は精神障害を有すると認めた者をいう。
		中度の障害者	身体障害者手帳3級に該当する者、療育手帳が中度(B-1)に該当する者、精神障害者保健福祉手帳2級に該当する者、その他市長がこれらと同程度の身体障害、知的障害又は精神障害を有すると認めた者をいう。
		初診日	障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。
3	支給対象者	<p>昭和61年3月31日以前から日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている者、又は本市に係る被措置者のうち、公的金の受給要件を制度上満たすことができない者で次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>* ただし、本市において外国人登録又は住民登録を行った日から1年を経過していない者は支給対象者としない。</p> <p>* 昭和36年4月2日以降に日本国籍を取得した者に準用する。</p> <p>(1)大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人  (2) 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者のうち、昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住民基本台帳法に基づく届出をしたもの。</p>	

3	支給対象者	<p>(3)昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた重度の障害者又は中度の障害者(重度の障害者等)のうち、昭和 57 年 1 月 1 日前に重度の障害者等となり、その初診日が同日前の在日外国人 *ただし、初診日において日本国内に住所を有していなかった者は支給対象外。</p> <p>(4)昭和 22 年 1 月 1 日以前に生まれた者のうち、昭和 57 年 1 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間に重度の障害者等となった在日外国人、又は昭和 61 年 4 月 1 日以降重度の障害者等となり、その初診日が同日前の在日外国人(前号に該当する者を除く。) *ただし、初診日において日本国内に住所を有していなかった者は支給対象外。</p> <p>(5)初診日が昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間にあり、当該初診日において日本国内に住所を有しなかった重度の障害者等である日本人 *ただし、初診日において日本国籍を取得していない者については準用しない。</p>						
4	支給の申請	福祉給付金支給申請書(様式第 1 号)						
5	決定等の通知	福祉給付金支給(不支給)決定通知書(様式第 2 号)						
6	給付金の額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="547 1274 922 1375">高齢者 (1)(2)に該当する者</td> <td data-bbox="922 1274 1402 1375">月額 10,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1375 922 1476">重度の障害者 (3)~(5)のうち、</td> <td data-bbox="922 1375 1402 1476">月額 20,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1476 922 1576">中度の障害者 (3)~(5)のうち、</td> <td data-bbox="922 1476 1402 1576">月額 15,000 円</td> </tr> </table>	高齢者 (1)(2)に該当する者	月額 10,000 円	重度の障害者 (3)~(5)のうち、	月額 20,000 円	中度の障害者 (3)~(5)のうち、	月額 15,000 円
高齢者 (1)(2)に該当する者	月額 10,000 円							
重度の障害者 (3)~(5)のうち、	月額 20,000 円							
中度の障害者 (3)~(5)のうち、	月額 15,000 円							
7	支給期間等	<p>申請書の提出があった日の属する月分から受給資格を喪失した日の属する月分までを支給</p> <p>毎年 9 月及び 3 月にそれぞれ当月分までを支給する</p> <p>口座振替により支給する。</p>						
8	支給停止等	<p>高齢者</p> <p>前年の所得が、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 52 条の規定により読み替えられた同条の表第 6 条の 4 第 1 項の項に定める額を超えるとき。</p>						

8	支給停止等	<p>障害者（重度・中度）</p> <p>前年の所得が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 に定める額を超えるときは、その年の 8 月から翌年 7 月までの期間。</p>
		<p>公的年金の受給権者となったときは、その期間</p>
		<p>他の地方公共団体から第 1 条に掲げる目的と同様の趣旨で支給される手当、給付金等を受けているときは、その期間。</p>
		<p>生活保護を受けているときはその期間。</p>
		<p>養護老人ホーム、又は特別養護老人ホームに入所措置されているときは、その期間。</p>
		<p>その他の要件（市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉給付金の全部又は一部を支給しないことができる）</p> <p>(1) 正当な理由がなく届出をしないとき。</p> <p>(2) 第 18 条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により福祉給付金を受け、又は受けようとしたとき。</p>
		<p>所得の範囲</p> <p>所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第 6 条及び第 6 条の 2 の規定を準用する。</p>
9	支給停止通知	福祉給付金支給停止通知書（様式第 3 号）
10	支給停止解除の申出	停止事由に該当しなくなったときは、支給停止の解除を市長に申し出ることができる。（様式第 4 号）
11	停止解除通知	福祉給付金支給停止解除（非解除）決定通知書（様式第 5 号）
12	支給停止特例	現に受給する公的年金又は他の給付金等の額が、福祉給付金の額に達しないときは、その差額を福祉給付金として支給
13	資格の喪失	<p>次のいずれかに該当するときは、福祉給付金を受給する資格を喪失する</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 市外に転出したとき（被措置者を除く）。</p> <p>(3) 重度の障害者等に該当しなくなったとき。</p>
14	資格喪失通知	福祉給付金受給資格喪失通知書（様式第 6 号）

15	未支給金請求	死亡した場合に「未支給金」があるときは、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡当時生計を同じくしていた者は、未支給金の支払請求をすることができる。
		未支給金を受けるべき者の順位は、「配偶者」「子」「父母」「孫」「祖父母又は兄弟姉妹」とする。
		福祉給付金未支給金支払請求書（様式第7号。）に必要書類添付
16	支給決定通知	福祉給付金未支給金支給（不支給）決定通知書（様式第8号）
17	届出	<p>毎年7月1日から同月31日までの間に福祉給付金に係る現況届（様式第9号）が必要。</p> <p>福祉給付金変更届（様式第10号）</p> <p>(1) 第8条に該当するようになったとき</p> <p>(2) 第13条により受給資格が喪失したとき</p> <p>(3) 受給する公的年金、給付金等の額に変更があったとき</p> <p>(4) 住所又は氏名を変更したとき</p>
18	権利譲渡禁止	福祉給付金を受給権は、譲渡、担保に供してはならない。
19	返還	福祉給付金の支給後、停止、喪失の要件に該当していることを確認したときは、既に支給した福祉給付金の全部又は一部を返還させる。